

ファシズム下の労使関係の構造

河野 穰

第1次大戦中、軍事経済として膨脹したイタリア資本主義は、戦後深刻な危機にみまわれ、社会的緊張が激化する。危機を克服しようとする社会主義運動が一方にあり、これに対して危機感を抱く運動が他方に存在した。

社会主義運動の諸潮流のなかでこの危機ともっとも鋭く対したのが、グラムシを中心とするトリノのグループで、ロシア革命のソヴィエトの萌芽を工場内部委員会に求め、これを工場評議会に発展させて生産の主体とし、さらに新しい権力体系の基礎構造たらしめようとした。この工場評議会運動は、トリノという地域的に限定された範囲ではあったが、労働者大衆の心をとらえ、工場占拠運動として既存の秩序に対決をする。

工場評議会運動は、イタリア資本主義の危機の突出点であったとしても、地域的な拡がりをもちえず、短期間で壊滅させられる。社会主義運動の側からの危機克服運動が敗北したあと、成長してきたのがファシズム運動である。ファシズム運動は、社会主義勢力に対し、焼打ち、暗殺などの手段を公然ととり、1922年、ローマ進軍で政権の座についたムッソリーニは、1926年独裁体制をしく。

本稿はファシズムの労使関係の枠組、つまりファシズムが労使関係の緊張をいかなる枠組に吸収、解決しようとしたのかを検討しようとするものである。（ファシズムが展開した社会政策の体系がきわめて重要だが、今回は紙数の関係上いっさいふれていない。）

I

ファシズムの労使関係の法的枠組は、

1926年4月3日の法律第563号「集团的労働関係の法的規制」(Disciplina Giuridica dei Rapporti Collettivi del Lavoro)——以下1926年法という——

1927年の労働憲章 (Carta del Lavoro)

1934年2月5日の法律第163号「協調組合の設立と機能」(Costituzione e Funzioni delle Corporazioni)——以下1934年協調組合法という——

を中心として構成される。

労使関係に関するファシズムの理念の特質は、国家が至高のものとして、つまり、国家の「構成要因たる分割され・グループ化された個人の目的・生活・活動手段よりも、力と持続のためにより高い目的・生活・活動手段を有する一有機体」(労働憲章第1項)として存在し、この国家のもとで労使は形式上対等なものとなされ、生産により正しい秩序をあたえるために直接かつ有機的に協力しあう、というところにある。

この理念のもとでのファシズムの労使関係に関する政策は2層より構成される。

第1層は、労使の平等の枠のなかで、「生産という至高の利益への両者の従属」を貫ぬきつつ、「使用者と労働者の相反する利益の和解」(労働憲章第Ⅳ項)を保持する政策である。この政策は後述するように、法的に承認された組合を基軸として整然かつ厳格に秩序づけられた労使関係と、この秩序外にはみだす運動に対する苛酷な規制措置から構成される。

第1層が、あらかじめ設定された「国家の至高性」なる枠内であっても、労使それぞれの利害対立を認め、この対立に硬直的な解決の出口を与えようとしているのに対して、ファシズムの労使関係政策の第2層は、「国家的視点から統一的である」「生産の総体」(労働憲章第Ⅱ項)を確立する政策である。統一的な生産の総体を実現する場合は、労使それぞれの組合組織が構成する協調組合であり、ここは労使が利害対立の残渣を克服し、国家の生命と力が求めるより高い次元で統

ファシズム下の労使関係の構造

一的な組織をつくりあげ、一体となって国家の至高性に貢献する場である。協調組合はもはや私的な性格の組織ではなく、国家の至高性を絶対的な前提とし、生産の要素たる使用者・労働者・自由職業者・芸術家相互が利害の調整と生産の発展に協働しあう国家機関となる。ここにおいて協調組合は、労使関係政策であると同時に「国家の内部組織であり、国家それ自身」⁽¹⁾となるのである。

Ⅱ

ファシズム下の労使関係の基本的枠組たる第1層を構成する1926年法のもっとも重要な内容は、つぎの諸点である。

第1は、各産業ごとに、当該部門の使用者、労働者を独占的に代表する唯一の組合を法的に承認すること。

第2は、この承認された唯一の組合に、組合加盟か否かを問わず当該産業のすべての者に適用される団体協約を締結する権限を付与すること。

第3は、労働の放棄若しくは団体協約または労働裁判所の判決を遵守しない場合には刑事罰を課すること。

第4は、集団的な紛争のために労働裁判所を設置すること。

第5は、使用者の組織および労働者の組織は、共通の上級ヒエラルヒーをもつ中央連絡機関を媒介として会合することができること。

5つの内容のうち第5は、労使関係政策の第2層を構成するものなので、まず1から4までの内容を、26年法と、同年7月1日の施行規則を中心に検討してみることにする。

Ⅱ-1

「法的に承認された組織は法人格を有し、当該産業部門の使用者、労働者、芸術家、自由職業者の全体を法的に代表する」(1962年法第5条)

労働組合が法的に承認される条件を1926年法、同法施行規則はつぎのように定めている。

ファシズム下の労使関係の構造

第1に、一定の加盟者を有すること。「使用者の組織に関しては、自発的な参加による加盟使用者が、当該部門の雇用者の少なくとも $\frac{1}{10}$ を雇用していること」、「労働者の組織に関しては、自発的な参加による加盟労働者が、当該部門労働者の少なくとも $\frac{1}{10}$ を代表すること」(1926年法第1条第1項)。これは形式的な要件とってよい。

だが第2では、組合の内容についての条件が明確に現われる。加盟者が「18歳以上のイタリア市民で、国家的な視点からみて道徳的にも政治的にも品行が秀れていること」(施行規則第1条第1項)「組織の指導者は能力、道徳、国家への忠誠の確実なることについて保証を与えること」(1926年法第1条第3項)。

さらに第3に、「組合が、組合員の経済的・道徳的利益の保護を目的とする他に、道徳的・国家的な教育と扶助を遂行しようとし、かつこれを効果的に遂行していること。」(第1条第2項)

第2、第3、の条件にみられる「国家的な視点」「国家への忠誠」「国家的な教育」とは、ファシスト国家の視点、ファシスト国家への忠誠等に他ならない。組合が一定の代表性を有し、組合員の利益の保護のために有効に活動していることは、法的な承認のひとつの条件でしかなく、それよりも、国家的な目的、国家的利益を追求していることが重要な条件である。したがって組合の承認は完全に国家の裁量にまかされる。

26年法、同法施行規則が、労働組合の法的承認について縷々条件をのべたにしても、ファシスト国家とファシスト党をいっさいの権力と秩序の源泉としているところで、承認される労働組合がいずれのものであるかは当初から自明のことだったといえる。ロッコがそのことを卒直明快にのべている。

「これまでのところ、われわれは、承認がファシスト組合以外のものに合意されないだろうと明言することにさしたる困難をもたない。何故か？ ふたつの理由からである。第1は、ファシスト組合は法律の要求に完全に応えていること、つまり、国家の軌道上にあって生産的階級の利益を擁護しようとしている、つまり、諸階級の協働という国家規律と原則を受けいれる組合だからであり、第2は、組織された労働者の圧倒的大多数がファシスト組合に加入しているからである」。(2)

ファシズム下の労使関係の構造

法的に承認された組合は、後述する強制適用力をもつ労働協約の締結権限とともに、

「当組織が代表するすべての使用者、労働者、芸術家、自由職業者に対し、当組織への加盟、無加盟を問わず、年間の分担金を課す権限を有する」(第5条第2項)

が、しかし他面では、徹底的に国のコントロール下におかれる。

「全国、州連合、州組織の議長または書記の指名または選挙は、内務相との協議を経た関係相の提案する勅令で承認されなければ効力をもたない。この承認はいかなる時点でも取消されうる。

県、郡、コムーネの組織の議長または書記の指名または選挙は、内務相との協議を経た関係相の命令で承認されなければ効力をもたない。この承認はいかなる時点でも取消されうる」。(第7条第2項第3項)。

「コムーネ、郡、県の組織は、Prefetto の監視下と、県参事会の保護下におかれる。州、州連合、全国組織は、関係相の監視と保護下におかれる。

関係相は、内務相との協議をへて、組織の指導委員会を解散し、1年をこえない期間ですべての権限を議長または書記に集中することができる。重要な事態の場合、コミッサーリに臨時の運営を委託することもできる」。(第8条第2項、第3項)

労働組合の国際関係も政府のつよい規制下におかれる。

「政府の承認なしに、国際的な性格の組織と、義務的または従属的な関係を結んだ組織は、法的な承認から除外される」。(26年法第6条)

1926年法の枠内でも、法的な承認をうけない労働組合組織が存続を認められなかったわけではなく、「法的な承認をうけない使用者、労働者、芸術家、自由職業者の組織は、現行の法規にしたがって、事実上の組織として存続する」(26年法第12条)ことはできたのである。だが、この事実上の組織が第12条により自由な存続を保証されたかといえ、答は否であって、さまざまな立法によってがんじがらめにされ、自由な活動とは無縁な状況下におかれていた。

事実上の組織にたいする枷の第1は、第12条の第2項にただちにあらわれる。

「事実上の組織には、1924年1月24日第64号勅令—法律の規定が適用されうる」(26年法第12条第2項)

64号勅令法律とは「労働者の拠出金で維持されているあらゆる性格の組織または団体にたいする県政治局の監視」であって、第1条で、

ファシズム下の労使関係の構造

「活動に必要な資金の全て、または一部を、労働者の拠出金に依存し、労働者に経済的、道徳的扶助を与える組織または団体は、名称のいかんにかかわらず、合法的に設立されている場合にも、県政治局の監視下におかれる」。

とし、第2条で県政治局の介入をさらに具体的に規定している。

「この組織または団体が、公的な信頼を濫用し、労働者にたいする経済的、道徳的扶助とは異なる目的のために基金の不正な配分、転用により、会員に損害を与える疑いがある場合、Prefetto は右の組織または団体の機能について検査し、調査することができ、決議を取り消し、無効にすることができ、事態が重大で、緊急の場合、役員会の解散を宣言」することができる。

この勅令は、労働組合をはじめとする労働者組織の自由な活動を抑制するのに十分といつてよいが、事実上の組織にたいする枷は三重、四重に連なる。

1926年法の半年後に承認された「公共の安全に関する統一法」は、もともと全篇が治安立法だが、とくに第214条と第215条はつぎのように規定している。

「王国および植民地内に設立され、活動している組織、団体、協会は、公安当局に、設立総会議事録、規約、内部規則、社会的任務と会員の名簿、ならびに公共の秩序と安全の理由から公安当局の要求するたびに組織と活動に関する他のすべての部内情報、を通知する義務をおう」。(第214条)

同条によると、通知は2日以内におこなわなければならない、違反者は3ヵ月以下の逮捕と罰金、虚偽および不完全な通知をした者は1年以下の逮捕と罰金を課せられ、組織は、Prefetto の命令で解散させられうる。

「前条の規定以外にも Prefetto は、王国内に成立し、活動しており、国の国民的な秩序に反する行為をおこなう組織、団体、協会の解散を条例で定める権限を有する」。(第215条)

『公共の安全に関する統一法』の第Ⅱ篇第1章は「公けの会合および公けの場での集まりに関する」規定だが、事実上の組織が集会を開催する自由はこの規定により完全に失なわれている。

「公けの場、および一般に公開された場での会合を推進しようとする者は、少なくとも3日前に地区の公安当局に通告しなければならない。

私的な形式で招待が通知された会合も、指定された場、招待者の人数、会合の目的、目標がその会合の私的性格を排除する場合、公けのものとなされる。

ファシズム下の労使関係の構造

違反者は、1 カ月以下の逮捕および1,000 リラ以下の科料をもって罰せられる。

右の会合での発言者も同様の罰則をもって罰せられる。

地区の公安当局は、公共の秩序、公共のモラル、衛生上の理由で、会合がおこなわれるのを妨げることができる」。(第17条)

「公けの場または一般に公開された場での会合若しくは集まりで、反乱を煽動し、若しくは当局の威厳または権威を傷つけるような表示若しくは叫び、したがってまた公共の秩序、市民の安全を危険におとしめるような表示若しくは叫びが生じ、又は前記の会合若しくは集りて刑法に規定される他の犯罪が生じた場合は、会合及び集りは解散させられうる」。(第19条)

「社会の転覆、国家、政府若しくは当局に対する反乱若しくは非難の、又は徒党集団の特色の、シンボルである旗若しくは標章の表露は、反乱を煽動する表示を構成する」。(第20条)

事実上の組織にたいする枷の第3は、1925年12月31日第2307号法律「定期出版物に関する規定」である。

すべての新聞と定期刊行物の

「支配人と編集長は、ジャーナリスト職業名簿に登録されねばならない。

支配人と編集長は、新聞又は定期刊行物が発行される管轄区域の控訴院で検事長の承認をえねばならない。

検事長は、新聞を手段として犯された罪で二度の有罪宣告をうけた者について承認を否認又は取り消すことができる」。(第1条)

「新聞又は定期刊行物の発行は、責任者を承認する検事長の処置がとられるまでは、これを行なうことができない。

責任者が承認される前に発行された新聞又は定期刊行物は押収される」。(第2条)

「責任者の承認の請求とどうじに、新聞又は定期刊行物の発行人及び編集者は、検事長のもとへ、新聞又は定期刊行物のすべての所有者の人物概評、本籍、現住所をふくむ申告書を提出しなければならない。

新聞の所有者が法的に組織された結社ならば、設立総会議事録の写しを添付し、結社の役員会を構成する者又は結社の代表者を明らかにしなければならない。

事実上の結社の場合には、申告書は、前条第1項の様式になる結社の全構成員についての報告をふくまねばならない」。(第3条)

第4の枷は、1926年11月25日第2009号法律「国家の防衛に関する規定」で、同法第4条は、

「当局の命令により解散させられた団体、組織又は政党を、異なった形式又は名称で

ファシズム下の労使関係の構造

あれ再建しようとする者は、3年以上10年以下の禁錮、及び公職からの永久の権利剥奪をうける。

かかる団体、組織又は政党に参加した者は、その事実によって2年以上5年以下の禁錮、及び公職からの永久の権利剥奪をもって罰せられる。

いかなる方式であれかかる団体、組織、政党の教義、綱領、行動方法の宣伝をおこなった者も同様の罰則まうける」。

法的に承認された組織への規制、事実上の組織への幾重もの抑圧体系は、

「イタリアほど徹底的に、大衆がなんらかの形で自主的な組織をつくりだす可能性をうばいざられた国はどこにもない。形式的・民主的自由を撤廃するための闘争が、これほど終始一貫したしかたで、これほど有効に遂行された国は、ほかにどこにもない」⁽³⁾

という評価をうむ。

26年法の枠内で、いっさいの組織の結成を認められない部門、事実上の組織を結成することはできるが法的な承認をえられない部門がある。

軍人、国・地方自治体の警察関係、裁判所、中高校教員、内務省、植民省の職員が事実上の組織を結成することも許されない部門であり、国家公務、地方公務、公的救済組織、国鉄、郵便、電信電話、預金貸付金庫、ナポリ銀行、シチリア銀行、公的投資団体施設・預金銀行が、事実上の組織を結成することは許されるが、法的な承認はえられない部門である。

法的に承認された組織が地域レベル、産業部門ごとにかに形成されるかについては、つぎのように指示されている。

まず、地域レベルの観点から、

「組織は、市町村、郡、県、州、州連合、全国的なものでありうる」。(26年法第6条第1項)

しかし、どのレベルの組織も等しく法律で承認されるのではなく、産業別全国組織たる同盟 (Federazione) と、同盟により構成される総同盟 (Confederazione) が承認され、その結果として承認された、総同盟、同盟に加盟する様々なレベルの組織が承認される。

「本法律の規定する条件に合致する同盟 (Federazione)、つまり多数の組織の同盟、及び多数の同盟の総同盟 (Confederazione) が、法的に承認されうる。かかる同盟また

ファシズム下の労使関係の構造

は総同盟の承認は、当然これに加盟する個々の組織または同盟の承認を意味する。加盟する組織、及びそれらの組織に参加する個々人に対し規約に定められる方法で行使される規制権限は、同盟または総同盟に属する」。(26年法第6条第2項)

産業部門は、つぎのように整理された。

まず全就業者を使用者、労働者、芸術家、自由職業者四種に分類しておいて、つぎに、使用者、労働者を、工業、農業、商業、海運航空、地上交通・内水面航路、金融保険の6部門に分類し、総同盟 (Confederazione) を設立する。

総同盟の傘下に同盟 (Federazione) があり、同盟傘下にまたいくつかの組合がある。

ファシズム以前に存在した Confederazione は、労働者側の場合全部門にわたるナショナル・センターとして存在し、使用者側の場合に工業家、商業家等の総同盟として存在していたのだから、ファシズムの産別区分けは後者を踏襲したといえる。同盟は大産別組織であり、同盟傘下に小産別組織と職業別、職能別組織があると考えればよい。イタリアでは19世紀から20世紀にかけて職業別組織が産業別組織へと脱皮をとげていたが、ファシズムは産別化を徹底してすすめたのである。

II-2

労働協約に関する規制は26年法10条、同法施行規則47条から60条、さらに1928年5月の勅令に含まれている。

26年法10条は労働協約の拡張適用について規定している。

「法的に承認された使用者、労働者、芸術家、自由職業者の組織の締結した団体労働協約は、この団体協約が関係し、第5条の規定により当組織が代表する産業部門のすべての使用者、労働者、芸術家、自由職業者に対して効力を有する」。(第10条)

労働協約締結の主体たりうるのは、この法的に承認された組織のみであって、事実上の組織は協約締結能力をもたず、この組織が締結した協約は無効である。

労働協約の内容について労働憲章は、就業規律、試用期間、賃金の額と支払い、労働時間についての詳しい規定を含まねばならないとし、1928年5月6日の勅令

ファシズム下の労使関係の構造

第8条は「就業規律、試用期間、賃金の額と支払い、労働時間、週休、年間の有給休暇、労働者の責めによらない解雇、又は労働者の死亡による労働関係の終了、転勤、労働者の疾病の取扱い、徴兵又は志願による兵役について、労働憲章の第XIV～XX章に盛られた原則にしたがって規定していない労働協約は、公表することができない」としている。

つぎに労働協約締結のレベルについては、26年法施行規則第48条が

「労働協約は、同協約に係わる企業または企業群について若しくは企業・労働者の部門について、及び同協約が効力を有する地域についての、指示をふくまねばならない。

かかる指示がない場合は、労働協約は、1926年4月3日の法律第5条に言う協約締結組織によって法的に代表される全使用者・労働者に効力を有する」。

と規定しているように、企業レベル、企業群レベル、産業レベル、特定の地域レベル、全国レベル等、多様なレベルから成っていた。いま1926年3月1日から、29年7月16日までに官報で公示された1,112の協約を分類すると、1,112の協約のうち、全国レベルが59、州レベル19、県レベルが857、郡レベル23、コムーネレベル75、地区レベル11、企業レベル68である。この数字の多少から各レベルの協約の重要性の大小を即断することはもとより可能なことではないので、つぎに化学部門に例をとって、全国協約、地域協定、企業協定それぞれの内容、相互関連を検討してみる。化学部門における相互の関連が普遍的に全部門に共通するわけではないが、ファシズム下で整理された協約の一形式をみることはできる。

1928年3月28日、ファシスト化学工業全国同盟と、ファシスト工業組合全国同盟との間に締結された「化学工業における生産労働者の全国労働協約」は、全文42条から成り、採用、労働時間、休日、休暇、時間外労働、解雇・退職手当などにおよぶ包括的なものである。これに対して州又は県協定、並びに企業協定は、内容を賃金に限定している。ここで協約と協定という言葉がつかいわけられているが、一般に協約(Contratto)とは労働条件に関する包括的な取りきめをいい、協定(Accordo)とは労働条件の限定された部分に関する取りきめをいう。この意味で、化学部門では全国レベルの取りきめが「協約」であり、地方、企業レベ

ファシズム下の労使関係の構造

ルの取りきめは「協定」なのである。

全国協約と他のレベルの協定の関連は、賃金に関する部分の検討によって明らかにすることができる。

同全国協約の第18条は、賃金についてこう規定している。

「第18条—最低給料。それぞれの団体協約において、生産労働者のつぎの各カテゴリーの最低賃率が定められる。

- (1) 不熟練労働者
- (2) 熟練労働者（従事する作業における技術能力と実際の責任を有する）
- (3) 専門労働者（機械工、電気工、鉛管工、れんが工、大工等）」

全国協約は、出来高給、時間外労働の割増率などを定めているが、基本的な最低賃率については18条の指示をあたえているだけであり、したがって賃金については全国協約と地方協定の両者によりはじめて本来の取決めが確定する。全国協約と地方協定はそれぞれ独立したものというより「本協約は、本前文、協約本文、州及び地方協約より構成される」（協約前文第2項）と捉えるべきなのである。

第1表 化学部門州、県レベルの協定

州	リグリア		シチリア西部	
県	ジェノヴァ、インペリア サヴォーナ、スペツィア		パレルモ、カルタニセッタ トラパニ、アグリジェント	
締結日	1928. 3. 22		1928. 10. 9	
最低賃率		(市部) (郡部)	(パレルモ)	(その他)
	不熟練	20リラ 19リラ	14 リラ	13.50リラ
	熟練	22 21	15.60	15
	専門	24 23	17.20	16.50
年令別格差	男	21才～	100%	男 21才～ 100%
		18 ～21	80	18 ～21 80
		16 ～18	65	16 ～18 65
		～16	55	～16 55
	女	18 ～	65	女 18 ～ 65
		16 ～18	55	16 ～18 55
	～16	50	～16 50	

ファシズム下の労使関係の構造

州または県レベルの協定は、全国協約の「不熟練、熟練、専門」という指示を基礎として各カテゴリーの賃金を定める。不熟練労働者の賃率でもっとも高いのはリグリア州市部の20リラ、もっとも低いのがパレルモ県を除くシチリア州西部の13.50で、前者を100とすると後者は68となる。不熟練労働者の賃金を100とした場合の熟練労働者、専門労働者の賃金はそれぞれ110、120である（リグリア州）。

地方レベルの協定による、各カテゴリーの賃率は第1表のとおりだが、各協定は性別、年齢別格差をも定めている。この格差の地域間の差異はごく小さい。

企業レベルの協定による賃率は第2表に掲げてある。

なお、これら地方レベル、企業レベルの協定の締結に、化学部門全国組織の地方支部の代表も名を連ねるが、それは助力者としてであって、締結主体は全国協約と同じファシスト化学工業全国同盟と、ファシスト工業組合全国同盟である。

第2表 化学部門企業レベルの賃金協定

	イタリア石炭工業会社	リグリア・タンニン酸 会社の Millesimo 工場
不熟練	17.44 リラ	16.50 リラ
熟練	19.20	18.15
専門	21.10	20.00

ファシズム前の労働協約は、産別組合の地方支部が企業レベル、地方レベルで、個々の問題について締結するケースが多く、産別組合による全国的とりきめもすでにうまれていた。比重が広域のとりきめへ移りつつあった傾向をファシズムは上から強力に押しすすめ、整理統合したといえる。

26年3月から29年7月までに官報で公示された協約数を1,112と言ったが、31年までにはこの数は9,000をこえる。この数からして協約活動が、生気と自発性をもっていたと考えることは適当でなく、むしろ多くの部分が、人為的、上から組織された階層的な組合組織の産物だと考えるほうがよい。

全国協約の交渉において、協約のもっとも重要な点たる最低給料についての

ファシズム下の労使関係の構造

ような交渉経過が展開されたかを、カトリック系ナショナル・センター CISL の編集した「イタリア労働組合史」は大意つぎのようにのべている。

「一例として1928年に締結された全国協約（複数一引用者）の交渉、とくに最低給料の決定に関する紛争をとりあげてみよう。自由な労働組合運動の指導者を悩ませたこの紛争について、ファシスト労働運動家は、協調組合省の官吏の介入、大人物の力で解決をえられると信じていた。「最低給料の決定は、まず企業の賃金台帖を検討し、この賃金台帖から労働者の各カテゴリー別最低賃金とその他の項目が演繹された。……協調組合省の官吏は、労働組合の代表に予告もせず、独自に、作業をすすめた」。(4)

協定は、労働者大衆の圧力、労働者階級の確認というめんどろな圧力を経過した結論ではなく、もっぱら規律と社会的組織とへの自己の義務を自覚した国家の至高の調節機能を尊重することの結果であった。別の言葉でいえば、

「労働協約は、労働市場の条件を考慮にいたした対立する二者のあいだで到達した均衡の結果ではなく、行政府の規則という形をとった」(5)

のである。

G・サルヴェーミニの観方はさらに厳しく、ムッソリーニのリラ防衛策に追ずいして、ファシスト組合幹部は競うように賃金の引下げに努力したとのべている。ひとつの組合が引下げを決定すると、他の組合がこれに遅れまいとして、同様の

第3表 名目賃金の推移

	名目賃金	対前年同期 増減率		名目賃金	対前年同期 増減率
1913	100		1927 上	600	4.3
			下	577	3.7
1922 上	515		1928 上	545	9.2
下			下	539	6.6
1923 上	480	-6.8	1929 上	529	2.9
下	476		下	537	0.4
1924 上	474	-1.3	1930 上	537	1.5
下	486	2.1	下	532	-0.1
1925 上	513	8.2	1931 上	501	-6.3
下	545	12.1	下	501	5.8
1926 上	575	12.1			
下	599	9.9			

資料 “La Storia del Sindacato in Italia”, Edizione, “Conquiste del Lavoro”

ファシズム下の労使関係の構造

措置をとった。

「イタリア中で、だれが人民の賃金の切下げの先導者になりうるかをみるための組合書記たちの間で道徳的なコンテストがおこなわれたのである」。(6)

第3表はこのコンテストの結果である。

II-3

ロックアウトとストライキは禁止され、刑事罰をふくむ厳しい罰則がこれに課せられる。

「ロックアウト及びストライキは禁止される。

正当な理由なく、また、有効な労働協定に変更を加える目的で、自己の工場、事業所、事務所において労働を停止させる使用者は、1万リラ以上10万リラ以下の科料をもって罰せられる。

3名またはそれ以上で、あらかじめ協議をして、彼らの経営主から異なる労働協定をえるために労働を放棄し、または継続性、規則性を乱すように労働する職員、生産労働者は、300リラ以上1,000リラ以下の科料をもって罰せられる。(中略)

前諸項に規定される犯罪の発起者が複数の場合、首領、推進者、組織者は、前諸項に規定される科料に加えて、1年以上2年以下の拘留をもって罰せられる」。(26年法第18条)

II-4

ロックアウト、ストライキの禁止の代償の意味も含め、集団的紛争の解決の場として設置されたのが、労働裁判所 (Magistratura del Lavoro) である。

「労働協約又はその他の現存の規定の適用に関する、若しくは新しい労働条件の要求に関する集団的労働関係の規律についてのすべての紛争は、労働裁判所として機能する控訴院の権限とする」。(26年法第13条)

もとよりこうした集団的紛争がただちに労働裁判所にもちこまれたわけではなく、その前に調停がおこなわれる。1927年4月、銀行の労使の間で1日の労働時間について意見の相違が生じた。使用者は8時間を主張し、労働者は7時間半を譲らず、調停を要請されたムッソリーニが8時間と決定したのはその一例である。

「一般的にいえば、調停者または仲裁者の役目は協調組合省によって、すなわち

ファシズム下の労使関係の構造

協調組合省の高官によっておこなわれた」。⁽⁷⁾

調停が失敗したときに労働裁判所へもちこまれ、この決定は両者を拘束する。

「労働裁判所の決定の実行を拒否する使用者、労働者は、1カ月から1年の拘留、及び100リラから500リラの科料をもって罰せられる。

労働裁判所の決定の実行を拒否する法的に承認された組織の指導者は、6カ月から2年の拘留、及び2,000リラから10,000リラの科料をもって罰せられ、さらに役職から罷免される」。(第22条)

労働裁判所への提訴当事者たりうるのは、法的に承認された組合のみである。

労働裁判所は、控訴院に設けられ、裁判官3人と専門家2人により構成された。労働裁判所がどのていど自立的なものとして機能したかという点は疑問が多い。判事は政治的理由で罷免されることが法律で明記されているため(25年12月2日法律)、自立性をもつことができず、また労働者が専門家に選ばれるのを避けるように大学卒業であることが資格とされた。労働裁判において政治的・行政的当局の代表として決定的な役割をはたしたのは、むしろ検事である。

裁判所への訴えは、検事に通告されねばならず、検事の出席なしに審理をおこなうことはできず、検事は訴訟の全局面に参加し、検事の見解を聴かずに決定することはできなかった。検事は、協調組合裁判の過程においてキー・ポイントの機能をはたし、労働裁判所の決定は、政治当局の代弁人たる検事の提案にもとづいて形成された。つまり、労働裁判所は労働紛争に関する政治的・行政的機関でしかなかったといえよう。

個別的な紛争はまずファシスト組合幹部にもちこまれ、ここで解決しない場合労働者は普通裁判所に提訴することができた。普通裁判所の審理が長びいたことについてはここでふれない。工場内の個別的紛争を企業の外にある労働組合幹部が吸収することの困難なことは衆知のことで、この点をカバーするためにイタリアでも20世紀初頭から内部委員会が徐々に発達をみせてきたのだが、ファシスト組合は工業家総同盟とのヴィドーニ宮協定(1925年10月)でこれを廃止し、内部委員会の任務を労働組合地方支部が引継ぐことをとりきめた。しかしこの方式で個別的紛争を吸収することの困難がわかり、28年には早くも内部委員会に近似し

ファシズム下の労使関係の構造

た職場代表の復活を余儀なくされた。ファシスト労働組合幹部に任命されるこの代表は労働者から苦情を集め、組合幹部に伝える任務をもつべきだと組合幹部は考えた。いくつかの工業家は代表をうけいれたが、工業家総同盟は、この代表に調停的な機能をもたせず、苦情を組合に通知するだけの機能をもたせるべきだと主張し、論争は経営者の意図が実現をみる形で決着した。

以上がファシズムの労使関係政策の第1層である。

Ⅲ

ファシズムの労使関係政策の第2層たる協調組合の設立は、1926年法、同法施行規則、労働憲章に規定されているものの、1930年の映画部門協調組合を除いて法文上の規定にとどまっていた。1934年2月5日の「協調組合の設立と機能」は、「労働組合的の局面から、協調組合の設立を通して、大胆に協調組合の局面への移行」⁽⁸⁾を促進しようとするものである。26年法と34年法の協調組合の捉え方には、一定の転換がみられる。この転換に注意しながら協調組合の構造を検討してみる。

1926年法は第3条で

「使用者の組織と労働者の組織は、中央連結機関（Organi Centrali di Collegamento）を通して共通の上級機関に結合させられうる」

と、第2層の一般的方向を指示したものの、この時点では名称も定められておらず、協調組合という命名を与えられたのは、26年法施行規則においてである。

「このように連合した諸組織は協調組合を構成する」。（施行規則第42条第2項）

そしてすでに述べたように、「使用者、知的労働者、肉体労働者という生産のさまざまな要素の全国的な諸組合組織を、生産の一定の分野ごとに、1またはそれ以上の部門ごとに、結合する」（第42条第1項）協調組合は、

「法人格を有さず、国家の一行政機関を構成する」（第43条第1項）。

26年法および同法施行規則の規定する協調組合機関の権限はつぎのようにまとめることができる。

ファシズム下の労使関係の構造

- ① 結合した組織のあいだの紛争の調停。
- ② 使用者と労働者の代表の同意をえて、労働条件の一般的な規定を定めること。
- ③ 生産をよりよく組織するためのイニシアティブを促進し、助成する。
- ④ 必要がある場合に職業紹介事務所を開設する。
- ⑤ 見習い労働を規制する。

この権限でみる限り、1926年段階で抱えられていた協調組合は、労使の利害を対立としてではなく、協働者として調停、解決をはかる場であり、第③項に生産のよりよい組織という条項が掲げられてはいるものの、あくまで労使関係の領域において把握されたものであった。

これに対して、34年法は協調組合にいくつかの権限を付け加える。

協調組合は、

「経済的諸関係の集団的規制と生産の統一的規律とに関する規定を定め」（34年法第8条）

「第8条第2項の方式により、貸付金利、サービス価格並びに有利な条件で一般に供給される消費財の価格表を定める権限を有」（第10条）し、

「当該部門の経済活動に関係するすべての問題について、関連行政機関から求められた場合に、見解を表明する」（第12条）

と規定されるように、労使関係の領域から、一般的な経済活動の領域へ権限が拡大されている。

協調組合が把握される領域の拡大に伴ない、協調組合の構成主体にも変化が生じる。26年段階の協調組合の構成が労使それぞれの組織であったのに対し、34年法の構成は労使に閣僚または国家ファシスト党書記が加わり、これが議長をつとめることとなる。

「協調組合（複数）の議長は、首相令をもって任命される閣僚、書記官長または国家ファシスト党書記がこれをつとめる」（34年法第2条）

「これらの協調組合がその任務を達成した暁には、我国はこの協調組合立法から思う

ファシズム下の労使関係の構造

存分の恩恵を受けることができるであろう。工業は更に生産的になり、生産諸力の組織的協調と協調組合の和解活動、その調停力、労働諸条件の調整および職業紹介所設立の権限等を通じて、労働階級の経済的、道徳的状态は改善されるであろう。協調組合は労働者と雇傭者の胸裡から次第に闘争の効力に対する盲目的信仰を拭い去るであろう。』⁹⁹⁾

しかしこうした美辞麦句よりも、協調組合は、イタリアが巻きこまれていく対外膨脹政策のための総動員体系を構成していったとみるべきであろう。34年協調組合法制定の年、日独伊三国同盟が成立し、ファシズム・イタリアはつぎつぎに戦争へはまりこみ、崩壊の一途をたどることになる。

IV

以上のようなファシズムの労使関係の枠組のもとで、どのていど紛争が生じ、そしてその紛争がどのていど枠組をはみだすか、ということが問題になる。紛争の発生自体はとりたてて重大視する必要もないが、量的な増大、また枠組内で吸収しきれない紛争は、やがて枠組自体を崩壊させる要因となる。これらの点について手元にある資料はきわめて貧しいものだが、その範囲内で検討してみる。

G・サルヴェーミニによると、集团的紛争に対する協調組合省の調停は、27年から33年までに498件おこなわれた。

個別紛争についていえば、29年末まで54,775件が調停で解決され、2,089件が裁判所へもちこまれた。

農業部門の労使間に1,930年に生じた紛争は26,299件、うち15,744件が調停で解決、4,795件が裁判所へもちこまれた。

1932年の最初の10カ月に7,341件が裁判所へもちこまれ、 $\frac{1}{3}$ が33年の1月までに解決をみている。

1932年には、25,000件以上が裁決を待っていた。¹⁰⁰⁾

1933年以降は、紛争件数は手元に資料がないが、セッキアの編集した書物に集録されている資料によると、調停が不調におわり、裁判所にもちこまれた件数がえられる。1930年代半ばにいたってもなお、調停が不調におわる件数の多いこと

ファシズム下の労使関係の構造

を示している。そして裁判所へもちこまれた紛争のうち、およそ25%が要求を拒否されていることは一定の緊張を存続させたことを意味する。だが、これらの数字は紛争の発生をいどを教えるにとどまり、その紛争がファシズムの枠組への吸収を拒むような性格のものであるか否かを教えない。

第4表 ファシズム下の労働紛争

	簡易裁判所		地方裁判所	
	要求承認	要求拒否	要求承認	要求拒否
1933	8,354	1,951	3,460	1,071
34	8,256	2,489	2,806	943
35	8,463	2,799	2,481	849
36	6,714	2,568	2,826	796

資料 Pietro Secchia “L’Azione svolta dal Partito Comunista in Italia durante il Fascismo”

第5表の数字は、ファシズムの枠組とはげしく衝突する紛争、つまり、1931年上半期までの罷業件数と罷業参加人員である。1925年までの数字は国民経済省の発表になる数字、26年法施行後の数字は法務省の発表になるもので、ストライキの実行件数と参加者数ではなく司法当局が犯罪として告発した件数と被告発者数が計上されている。26年以降、ファシズムが厳しく、かつ苛酷に排除したはずの罷業が、従来に比すれば激減するものの、なお執拗に続生していることを明らかにしてくれる。他の書物は「ファシスト法廷の資料によると1933年に105件のストライキが記録されている」⁽¹¹⁾ とのべており、これらは自然発生的であるか、それとも反ファシズム勢力の意識的な運動に結びついているかを問わず、ファシズムの労使関係の枠組を否定する内部要因の蓄積を意味する。ただしストライキが何れの問題をめぐって発生したかは定かでない。

この点を別の資料をもって補ってみることにする。ひとつは、1933年7月パリで発行された *Lo Stato Operaio* 誌上発表のディ・ヴィットリオの「大衆運動の波」に集録されている56のケースについての検討であり、もうひとつは、す

ファシズム下の労使関係の構造

第5表 罷業件数と罷業参加人員

	罷業件数	罷業参加人員
1914年	864 件	222,482 人
15	607	173,493
16	577	138,508
17	470	174,817
18	313	158,711
19	1,881	1,554,556
20	2,070	2,313,685
21	1,134	723,862
22	575	447,919
23	201	66,213
24	362	183,725
25	614	307,244

	罷業件数	被告訴者
1926年	172 件	24,186
27	154	18,633
28	69	3,023
29	74	3,222
30	75	2,830
31*	49	3,406

資料 Pietro Secchia “L’Azione svolta dal Partito Comunista in Italia durante il Fascismo”

* 1931年は上半期のみ

でのべたセッキアの書物に集録されている1927年から1933年までの数多くの大衆的な抗議、スト、示威運動の検討である。このふたつの資料は、既述の罷業および紛争と直接連結するものでもないし、また労働運動と政治運動の指導者の集録したものであるという点に留意しておく必要もある。

まず第1の資料から検討してみる。この資料に集録されている1933年上半期に発生した行動56ケースのうち、食事についての兵士の抗議とか、反ファシズム労働者の葬式行列がデモになり逮捕者をだしたとか、ファシスト青年同盟内の反抗

ファシズム下の労使関係の構造

といったファシズムへの敵対が明確な政治的な行動ではあっても労使関係に直接関係のない19ケースを除く。のこり37ケースのうち15ケースが失業者の職よこせ行動で、22ケースが生産の現場における紛争である。22ケースを紛争の内容によって分類すると、賃金の引下げに反対する紛争3件、賃金に新規の控除が加わることによって反対する紛争3件、賃金の遅配に抗議する紛争2件、協約の取決め尊重を求める紛争3件、作業方法の変更または労働の強化に反対する紛争3件、解雇に関する紛争2件、ファシスト組合への組合費支払拒否の紛争1件、その他6件である。

第6表 1933年上半期の紛争

労使関係に関する紛争	失業者の示威行進その他の行動	15 件
	賃金の引下げに反対する行動	3
	賃金に新規の控除項目を設けることに反対する行動	3
	賃金の遅配に抗議する行動	2
	協約の取決め尊重を要求する行動	3
	労働の強化に反対する行動	3
	解雇に関する行動	2
	ファシスト組合費支払拒否	1
	その他の紛争	
その他の政治的紛争		19

資料 De Vittorio “L'ondata di Movimenti di massa”

生産の現場における紛争22ケースを、労働者のとった行動によって分類すると、ストライキに訴えたのが9件、集会をおこなって委員の選出その他の対策をたてたのが7件、示威行進をおこなったのが4件である。しかしいずれの行動もファシズムの労使関係の枠組からはみだし、これと緊張関係をはらむものであることに相違はない。

いくつかの事例をつぎに紹介しておく。

「フォルリー県メンドラで8日間つづいたストライキ。ストライキの実行者は街の広場で示威行進をおこない、それを解散させるために呼ばれた警官に抵抗した。10数人の

ファシズム下の労使関係の構造

労働者が逮捕され、何人かが収容所に送られ、他の何人かは特別法廷に告訴された」。⁽¹²⁾

「チェルペッリ工場（スペーツィア県）の 300人の労働者は、経営者が多数の解雇をおこない、その後低い給料で再採用しようとする計画を知り、ファシスト労働組合の事務所で会合を招集した。ファシスト官僚、経営者の熱心な召使は、この会合に反対したがだめだった。会合後、集会がおこなわれた。集会で選出された委員会は、チェルペッリの経営者と交渉をおこない、経営者は労働者の要求に完全な満足を与えざるをえなかった」。⁽¹³⁾

第 7 表 1927～1932年の紛争

	1927年	1928	1929	1930	1931	1932
賃金引下げに反対する行動	22			7	10	4
低賃金に反対する行動	4				1	
新しい出来高システムに反対する行動	5					
新規の控除に反対する行動	1					
賃金引上げ		1				
賃金の遅配				2		
労働強化または労働条件の悪化	1			3		1
操 短	1					
協約の遵守	2	1		1		
「労働後」の会費支払拒否	1					
ファシスト労組組合費支払拒否				2		1
解 雇	2			4	2	1
生計費高騰	1			1		1
目標の明記されていないスト	14	2	7	12	7	5
“ ” 行動	1	2	1	3	2	1
サッコとヴァンゼッティ	7					
Cgl のピラ配布	2					
失業者の行動	13	2	2	32	8	15

資料 P. Secchia “L’Azione svolta dal Partito Comunista in Italia durante il Fascismo”

第 2 の資料の検討にうつる。セッキア編集の書物に集録されているケースは、ウニタの配布、ロシア革命記念日を祝うピラ配布、その他の政治活動が数多く含まれているが、ここでも労使関係に関連するものだけに限って内容をまとめてみると第 7 表のとおりである。紛争の件数に年により大きな変動がみられるが、こ

ファシズム下の労使関係の構造

これは困難な条件をおしての報告活動の波に他ならない。

ここにみられる紛争のすべてが、ストライキ、集会、示威行進というファシズムの労使関係の枠組と衝突するものであったことは、ディ・ヴィットリオの報告の場合と同様である。

紛争、裁判所への提訴、ファシズムの枠組と衝突する行動が、持続的に発生していたことが、一定のていど明らかになったが、つぎの問題は、これらの紛争等がどのていどまで自然発生的であったのか、どのていどまでファシズムへの敵対勢力と結びついていたのかということである。紛争等の発生と敵対勢力の結びつきを説明する資料はないので、ここでは、この敵対勢力がどのような形で運動を持続させていたかということのみをみることにし、間接的な類推をおこなうにとどめる。

1926年1月4日、CGLの指導評議会は、総同盟が解散されたと宣言し組合員はファシスト協調組合に加盟するように呼びかけたが、パリーに亡命していた金属機械労組の指導者ブルーノ・ブオッツィはただちに当地にCGLを再建し、他方、イタリア国内でも2月20日、CGLの再建が決定され、工場内の秘密労働組合グループへの加入、賃金引上げ、ストライキの自由、その他の経済的・社会的要求のために闘かうことがよびかけられた。当初の合言葉は「ファシスト組合から脱退して、全員が階級的労働組合へ」というもので、1927年6月の共産党の会議に報告されたところによると、この秘密組合への加盟者は5,800人である。当初再建者たちは5万人から8万人を組織することが可能だと予想していたが、⁽¹⁴⁾この予想は楽観的にすぎたわけである。非合法CGLの活動での犠牲は大きく、また「活動そのものも、かならずしもつねに必要な慎重さをもっておこなわれたわけではなかった。その結果、1928年を通じて、すでにしばしば警察に探知されていたきわめてたくさんの組織活動家が逮捕されるにいたったのである」。⁽¹⁵⁾

非合法のCGLは1929年7月、第2回会議をフランスで開催するが、この会議では、合法的可能性の利用、つまりファシスト労働組合内部で活動をするという問題が提起される。ファシスト組合も完全に大衆から離れたところに孤立してい

ファシズム下の労使関係の構造

たわけではなく、すでにのべた「大工場につくられていた職場委員によって」、
「ときには下部組織の集会を招集することによって」また「1934年、労働組合規
約を変更して比較的重要でない役職についての部分的選挙制度を導入」⁽¹⁶⁾ する
ことによって、労働者大衆との接触をつづけざるをえなかった。この合法的な分
野へ注意を注ぐという転換がなされたのである。

「ファシスト組織の中心におけるわれわれの体系的かつ組織的な努力により、われわ
れは労働紛争に労働者を直接に介入させ、紛争を階級の衝突に変え、階級闘争を激発さ
せることができる」。⁽¹⁷⁾

「もちろん、このような活動は容易ではなかった。なぜなら、それは、たんにファシ
ストの警戒があったためばかりでなく、さらにイタリア国内で活動していた多くの同志
も、またファシスト労働組合内部でなんらかの活動をおこなうという考えを頭から拒否
していたた多くの反ファシスト勤労者も、とりわけ最初のあいだはかならずしもつね
にこうした活動を理解したわけではなかったからである」。⁽¹⁸⁾

第8表—1 秘合法労働組合組合員数

州	共産党細胞 の存在する 工場数	共産党細胞の 存在する工場 の従業員数	工場細胞 共産党員	労働組合員数
Piemonte	40	30,000	151	450
Liguria	15	14,000	150	370
Lombardia	30	40,000	250	500
Veneto	1	450	9	30
Venezia Giulia	3	7,500	44	—
Emilia	10	5,000	30	200
Toscana	30	20,000	165	500
Marche	—	—	—	—
Lazio	—	—	—	—
Abruzzi	—	—	—	—
Puglie	1	500	9	—
Campania	1	400	4	—
Clabria e Sicilia	—	—	—	—
Sardegna	—	—	—	—
	131	117,850	812	2,050

資料 第7表と同じ

ファシズム下の労使関係の構造

したがって1932年の非合法 CGL の組合員数は 2,050人ど1927年から半減している。この減少は、ひとつにはファシズムによる苛酷な追及を反映するとどうじに、他面では合法的な場で紛争を触発していくという方針転換を反映している。

厳しい労使関係と協調組合という喜劇的な理念のもとで持続した紛争の一部は自然発生的であろうが、一部は、方針を転換し、合法面での活動を発展させようとするファシズムの敵対勢力とむすびついていることが類推される。

この敵対勢力は、戦争の進行とともに、徐々に力をたくわえ、反ファシズム・パルチザン闘争とならんで北部の大工場の紛争を拡大し、やがてファシズム体制を崩壊させる。

第8表—2 トリノ市の工場における非合法組合員数

工 場	従 業 員 数	共 産 党 員 数	労 働 組 合 員 数
Fiat Lingotto	3,000	8	
Fiat Centro		4	
Fiat S. Giorgio		?	
Ferriere	1,600	1~2	50
Grandi Motori	800	5	10
Michelin	1,600	1	—
Savigliano	700	1	18
Buscaglione	750	3	10
Aeronautica	900	4~20	15~20
Westinghouse	500	4	—
Spa	900	5	10~20
Diatto	900	2~5	10
Lancia	600	2	10~15
Tedeschi		3	
Villarperosa		5	
Filatura		5	
Aviazione Pomilio		3	
Paracchi		?	
Concerie Riunite		1	10

ファシズム下の労使関係の構造

第8表—3 ミラノ市、セスト市の工場における非合法組合員数

工 場	従 業 員 数	共 産 党 員	労働組合員数
Ferriere	1,000	31	34
Pirelli	900	15	15
Pirelli	3,000	20	20
Breda	2,000	25	25
Marelli M.	500	3	3
Marelli	100	2	2
C.V.N.	50	2	2
Alfa Romeo	2,500	4	
Marelli	1,500	15	15
S.I.T.I.	560	5	
O.L.A.P.	640	15	25
Isotta F.	1,200	15	20
Stigler	400	4	
Bianchi	200	2	
Ilva	1,300	6	
Moto Meccanica	250	18	12
Acciaierie		3	

(本稿は「現代労働問題研究会」の討論を参考にしている。

また本稿執筆にあたり上智大学教授山口浩一郎氏より貴重な資料を借用した
うえ、司法制度上の用語について教示をいただいたことに感謝したい。)

注

- (1) 具島兼三郎「ファシズム 独裁と労働統制」
- (2) Gardileone "Storia del Sindacalismo, III-2, Italia"
- (3) トリアッティ「ファシズムについて」トリアッティ選集 I
- (4) Edizione, Conquiste del Lavoro, "La Storia del Sindacato in Italia"
- (5) 注2に同じ
- (6) G. Salvemini "Under the axe of fascism"
- (7) 注6に同じ
- (8) La relazione al Senato dell'on. Mussolini
- (9) Pennachio, 注1より引用

ファシズム下の労使関係の構造

- ⑩ 注6に同じ
- ⑪ Battaglia, "Storia della Resistenza Italiana"
- ⑫ P. Secchia, "L'Azione Svolta dal Partito comunista in Italia durante il Fascismo"
- ⑬ 注12に同じ
- ⑭ 注12に同じ
- ⑮ カンデローロ「イタリア労働運動史」
- ⑯ 注15に同じ
- ⑰ Di Vittorio, "L'ondata di Movimenti di massa"
- ⑱ 注15に同じ